

「流山市高齢者福祉センター森の倶楽部の設置及び管理に関する条例」
の一部改正について

【経緯】

高齢者福祉センター森の倶楽部は、ボイラーの耐用年数の超過及び施設の老朽化により敷地内全ての施設の建替えを設計書の作成を含め平成23年度から実施しています。

平成24年度に本館を新築完成、平成25年度から別館新築工事を開始し平成26年5月に完成予定で6月中には外構工事等全ての建て替え工事が終了する予定です。別館のオープンは平成26年7月1日を予定しています。

【改正の内容】

新築の高齢者福祉センター森の倶楽部別館に多目的室及びレストランを設置したこと、またレストランの運営を障害者関係団体により実施する予定でありことから、指定管理者による管理から除くために、以下のとおり条例の一部を改正し、執行日は平成26年7月1日を予定しています。

森の倶楽部の設置及び管理に関する条例

第2条関係

- ・(7) 多目的室、(8) レストランを追加します。

第3条関係

- ・森の倶楽部の位置を明確に記載します。

第6条関係

- ・第1項中に「に森の倶楽部」の次に「(第2条第2項第8号に規定するレストランを除く。)」を加えます。

第14条関係

- ・別記1に多目的室を追加します。

【レストランの運営主体について】

レストランの運営は、障害者自立支援の観点から、就労継続支援を市内で実施している障害者関係団体を公募し、流山市高齢者福祉センター森の倶楽部レストラン運営団体候補者選定委員会の審査により選考し、「NPO法人自立サポートネット流山」に決定しています。